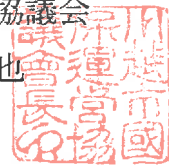


川 運 協 収 第 5 号
令和 7 年 1 1 月 1 4 日

川越市長 森 田 初 恵 様

川越市国民健康保険運営協議会
会 長 小ノ澤 哲 也



川越市国民健康保険税の課税限度額及び税率等の改定について（答申）

令和 7 年 8 月 4 日付け川国保第 6 5 8 号で諮問のありました、川越市国民健康保険税の課税限度額及び税率等の改定につきましては、諮問のとおり決定することを、やむを得ないと判断します。

なお、物価高など、現在の社会情勢を踏まえ、次の意見があったことを附言します。

1. 保険税の改定については、その目的や必要性のほか、加入世帯への影響等について、被保険者の理解を得られるよう、丁寧な説明をしっかりとすべきである。
2. 国民皆保険制度のもと、国民健康保険については、国、県、市からの公費や被用者保険からの支援金といった財政支援により、保険税負担の抑制が図られているといった制度の仕組みについて、被保険者をはじめ市民の方に理解してもらえるよう周知に努めるべきである。
3. 世帯構成や所得階層による保険税負担の開きや被用者保険との税負担の違い、均等割の増加による子育て世代への負担増など、国民健康保険制度の課題について、国の財政支援の拡充等により、早急に解決するよう国に要望すべきである。
4. 低所得者層や子育て世代の負担を和らげるため、市の政策として多子世帯の減免等、保険税軽減策を検討すべきである。

